

広告掲載基準

令和3年11月25日 策定

1. 総則

(目的)

第1条 本基準は、東北大学学友会報道部（以下、「当部」）が発行する『東北大学新聞』（以下、「当紙」）において、当部以外の広告を掲載する場合の諸事項に関し、定めるものです。

(倫理規程)

第2条 当部は、広告の社会的使命を認識して、当紙の読者に資するよう広告を掲載し、かつ以下の通り、常に倫理の向上に努め、読者の信頼に応えなければなりません。

- 一、広告は、真実を伝えるものでなければならない。
- 一、広告は、紙面の品位を損なうものであってはならない。
- 一、広告は、関係諸法規に違反するものであってはならない。

(定義)

第3条 本基準において、以下の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定める通りとします。

- (1) 本学 国立大学法人東北大学を指します。
- (2) 広告主 広告を出稿する団体または個人を指します。

(運用、解釈、改廃)

第4条 本基準の運用、解釈は、当部がその一切を行います。当部は、本基準を予告なく改廃することができます。

2. 広告の内容

(掲載できない広告)

第5条 当部は、以下の各号に該当する広告を掲載しません。

- (1) 法令等に反するもの、またはそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの、またはそのおそれがあるもの。
- (3) 基本的人権を侵害するもの、またはそのおそれがあるもの。
- (4) 宗教性のあるもの（ただし、当部が認めた場合は除きます）。
- (5) 過度に政治性のあるもの（ただし、当部が認めた場合は除きます）。
- (6) 取扱商品等の性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの。
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの。

- (8) 当紙の記事を訂正、あるいは否定するもの（ただし、当部が認めたものは除きます）。
 - (9) 当部または当紙の社会的評価、品位を低下させるもの、またはそのおそれがあるもの。
 - (10) 事実と反して、当部が広告主を支持、またはその商品、サービスなどを推奨あるいは保証しているかのような表現のもの。
 - (11) 広告の掲載によって、当部が不利益を被るおそれがあるもの。
 - (12) 本学の社会的評価、品位を低下させ、あるいは本学の立場と相容れない内容のもの、またはそのおそれがあるもの、若しくは広告の掲載によって、本学が不利益を被るおそれがあるもの（ただし、当部が認めたものは除きます）。
- 2 前項の定めるもののほか、広告の掲載基準に関しては、一般社団法人日本新聞協会の定める「新聞広告掲載基準」（平成3年3月20日最終改正）を準用します。同基準内「新聞社」とあるのは、「当部」と読み替えるものとします。
- 3 当部は、広告が以下の各号に該当する場合は、当該広告を掲載しない場合があります。
- (1) 本学学友会の運営委員会や全学協議会等の当部の上位機関、あるいは学友会を所管する本学（以下、「本学等」）より、当該広告を掲載しないよう指示または要請があった場合。
 - (2) 関係諸官庁その他しかるべき機関（以下、「関係諸官庁等」）より、法令に基づき、当該広告を掲載しないよう指示または要請があった場合。
 - (3) 当該広告を出稿する広告主が、過去に当部との契約に違反していた場合。
 - (4) その他、当該広告の内容または掲載が著しく不相当であると、当部が認めた場合。

（掲載可否の判断）

- 第6条 広告内容における掲載可否の判断は、本基準に則り、当部が行います。また、その理由を明示する義務を、当部は負いません。
- 2 当部は、本学等または関係諸官庁等に対し、広告内容における掲載可否の判断にあたり必要な範囲で、広告主及び広告に関する情報を提供します。なお当部は、提供する場合は原則として、広告主に事前に通告します。

3. 学内広告

（学内広告主）

- 第7条 次の各号に定める広告主は、学内広告主とします。
- (1) 本学の課外活動団体のうち、学友会正規団体、準加盟団体、登録団体のいずれかのもの。

- (2) (1) に掲げるもののほか、本学学友会に所属する機関または組織。
- (3) 本学の学部、研究科、機構等、本学が直轄する機関または組織、及びその下部機関または組織。
- (4) 主に本学の学生で構成される団体のうち、活動の主軸あるいは目的が本学にあり、本学から公認されている団体またはそれに準ずる団体。
- (5) その他、特に本学との関連が深く、活動の主軸あるいは目的が本学にあり、本学から公認されている団体またはそれに準ずる団体であって、当部が認めるもの。

(学内広告)

第 8 条 学内広告主が出稿する広告は、以下の各号に該当するものを除き、学内広告とします。

- (1) 当該団体の活動や目的との関係がほとんど見受けられないもの。
- (2) 団体の構成員募集が主な内容のもの（ただし、内容の一部として、構成員の募集が含まれることは妨げません）。
- (3) 団体の活動資金の寄付等を募るもの（ただし、当部が認めたものは除きます）。
- (4) その他、当該広告の目的及び内容が本学に明らかに著しく関連しない、あるいは他の広告主に対して著しく平等性を欠くと、当部が認めるもの。

2 前項の規定は、広告主が通常の広告として前項各号に該当する広告を出稿することを妨げません。

(学内広告主、学内広告の判断)

第 9 条 学内広告主、学内広告の判断は、本基準に則り、当部が行います。また、その理由を明示する義務を、当部は負いません。

4. 料金と契約

(広告の規格、広告料)

第 10 条 広告の規格及び出稿する広告に応じて広告主が当部に支払う広告料は、別表 1 を原則とします。

2 前項及び別表 1 の定めに関わらず、学内広告を出稿する場合、当該広告の広告料は無料とします。

(広告契約)

第 11 条 広告の出稿を希望する広告主は、当部の定める手順で掲載を申し込み、当部が掲載を認めた場合、当部と広告掲載契約を締結します。

2 当部は、広告内容が本基準に適合すると判断し、紙面編集上当該広告の掲載が可能だと判断した場合、掲載を認めます。

3 当部は、特定の学内広告主が一定期間継続して学内広告を掲載する場合、他の

広告主による広告掲載を優先することができます。

(広告内容の修正)

第 12 条 広告掲載契約の締結後であっても、本基準との適合性や紙面編集上、当部が必要と認めた場合は、当部は当該広告の広告主に対し、広告内容の修正を求めることができます。広告主が修正の求めに応じない場合、当部は広告掲載を取り消すことができます。

(広告主の責任)

第 13 条 広告の内容に関する一切の責任は、広告主が負うものとします。掲載に関連して当部に損害が生じた場合、広告主の負担及び責任において解決することとします。

(広告掲載の取消し)

第 14 条 当部は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載契約の締結後であっても広告掲載を取り消すことができます。

- (1) 広告主から、当部が定める手順、期限内において、広告掲載の取り下げの申し出があった場合。
- (2) 広告主が本基準または広告掲載契約に違反した場合。
- (3) 広告主が、当部が本基準に基づいて行った広告内容の修正の求めに応じない場合。
- (4) 関係諸官庁等から法令に基づく指示があった場合。
- (5) 当部が定める期日までに広告の出稿がない場合（ただし、当部で広告を作成する場合は除きます）。
- (6) 当部が定める期日までに広告料の納入がない場合。
- (7) 当部が広告主に対し、一定期間連絡を取ることができない場合。
- (8) その他、当部が広告掲載が不相当であると特に認める場合。

(不測の事態における免責)

第 15 条 地震、津波等の天災、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動または戦争行為などの不可抗力により、当部が当紙の発行または広告の掲載を行えないなど広告掲載契約を履行することができなくなった場合は、当部はこの責任を負いません。

2 前項の定める不可抗力には、本学等より当紙の発行の停止または内容の差し替えの指示があった場合、若しくは関係諸官庁等より法令に基づき同様の指示があった場合も含むものとします。

5. 雑則

(雑則)

第 16 条 この基準に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は、当部が別に定

めます。

別表 1 (広告の規格及び広告料) (第 10 条第 1 項関連)

1. 広告の規格及び出稿する広告に応じて広告主が支払う広告料は、原則次の通りとします。

左 右 天 地	6 分の 1 幅 (6cm)	3 分の 1 幅 (12cm)	2 分の 1 幅 (18cm)	全 幅 (36cm)
3 段 (10cm)	3,000 円	5,000 円	7,500 円	15,000 円
6 段 (20cm)	-	-	-	40,000 円

2. 広告を一定期間継続して掲載する広告主が支払う広告料は、次の通り割引くこととします。

- (1) 1 年契約 (1 年以内に 8 号以上掲載する契約) 3 割
- (2) 半年契約 (1 年以内に 4 号以上掲載する契約) 2 割

附則 (令和 3 年 11 月 25 日)

本基準は、令和 3 年 11 月 25 日より施行します。